

👉気をつけて

2022. 7

トラブル注意報!!

～回数縛りのない定期購入!?!～

トラブル注意



「いつでも解約できる」「1回限りでもOK」
安心して1回だけのつもりで購入したら、
2回目がすぐ届いた! しかも複数セットで高額!!



事 例

ネットに「いつでも解約できる」「1回限りでもOK」とのサプリメントの広告があった。サイトには「アンケートに答えると5400円で試せる（定価16000円）」とあった。アンケートに答え商品を注文。3日後、商品が届いた。数日飲んでみたが体に合わないため、解約手続きをしたが、その日に2回目の商品が届いた。しかも3袋、4万円。業者から、「2回目の解約期限は過ぎている。解約できない。料金は払ってもらう。」と言われた。1回目が届いた翌日（注文の4日後）が2回目の解約期限だった。そんな条件はわからなかった。

解約期限に要注意！回数縛りのない定期購入

「お得に試せる」 「回数縛りなし」 「いつでも解約できる」
こんな広告要注意！2回目の解約期限が極端に短く、すぐに送られてきて解約できない。しかも、2回目は複数セットで送られ高額な料金請求に・・・

2022年6月から「詐欺的な定期購入商法」に関する法律が改正に！

- ◆ 業者に最終確認画面で条件等をわかりやすく表示することを義務付け！
- ◆ 違反した表示により誤認して申し込んだ場合の取消権を創設

トラブルにあわないためには



- 安さを強調した広告は要注意
- 利用規約の内容を確認
 - ※「利用規約に同意」 読んでいないのにチェックしない
- 申し込む前、最終確認画面で必ず条件を確認
 - ☑ 2回目の発送日、いつまでに連絡すれば解約できるか
 - ☑ 解約の方法、手段（電話・メール・SNSなど）
 - ☑ 返品できるか、返品の条件はあるか
- 大事なことは小さな字で書いてある 小さい字ほどよく読んで！
- 最終確認画面をスクリーンショットで保存（証拠を残すため）
- 早めに消費生活センターに相談

《お問合せ・ご相談は》

伊達市消費生活センター（伊達市役所1階）

☎ 024-574-2233